



## 第1章 計画の基本的事項

### 1 策定趣旨

- 平成 25 年 12 月：国が「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行。
- 平成 26 年 6 月：国が「国土強靱化基本計画」を閣議決定。
- 平成 29 年 3 月：長野県が「第 1 期長野県強靱化計画」を策定。
- 平成 30 年 3 月：長野県が「第 2 期長野県強靱化計画」として改定。

- 国や県の動向を踏まえて、現在の取組をさらに推進し、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、より強くてしなやかな地域の構築を目指すため、佐久市の強靱化に関する指針となる佐久市国土強靱化地域計画を策定。

### 2 計画の性格

- 国土強靱化基本法第 13 条に基づき、地域強靱化の観点から佐久市における様々な分野の計画等の指針となる。

### 3 計画の目的

- 大規模災害発生時、生命を守り、財産・日常の暮らしへの被害を最小限に食い止め、迅速に復旧復興するため、行政のみならず市民や企業等も一体となって事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること、すなわち「強靱化」を意識することが必要。
- 佐久市国土強靱化地域計画は、過去に発生した多くの災害の教訓を踏まえ、「市民、企業、行政が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守る」ことが目的。

### 4 計画期間

- 計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間。

### 5 佐久市の地域特性

- 地形、市域の面積、気象などの状況を掲載。

## 第2章 基本的な考え方

### 1 総合目標、基本目標

- 総合目標  
多くの災害から学び、いのちを守るまちづくり
- 7つの基本目標
  - I 人命の保護が最大限図られること
  - II 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
  - III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
  - IV 流通・経済活動を停滞させないこと
  - V 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
  - VI 二次的な被害を発生させないこと
  - VII 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る

総合目標をもとに、大規模自然災害を想定し、具体化した「基本目標」として7つ設定。  
更に魅力あるまちとして将来世代へ引き継いでいくため、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえた取り組みを進める。



### 2 強靱化推進の基本的な方針

- 「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり」という国土強靱化の理念を踏まえるとともに、過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、4つの方針に基づき強靱化を推進。
  - (1) 国土強靱化地域計画の取組姿勢
  - (2) 適切な施策の組み合わせ
  - (3) 効率的な施策の推進
  - (4) 地域の特性に応じた施策の推進

### 3 脆弱性の分析・評価及び関連施策・強靱化の推進方針の検討

- ① 佐久市における「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定
- ② ①に対する佐久市の施策の洗い出し（関連施策）
- ③ ②について現状・問題点を整理（脆弱性評価）
- ④ ③に対する強靱化の推進方針・関連事業を検討

### 4 計画の推進

- 本計画を効率的かつ効果的に推進するため、施策の達成状況を評価し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直し（改善）を図ることが重要。そのため、PDCA サイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善）により、施策の見直しを行う。
- 大規模自然災害の発生などにより、それまでに認識されていなかったが早急な整理を必要とする問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行う。

### 5 対象とする自然災害（リスク）

- (1) 台風や集中豪雨等による風水害
- (2) 浅間山の噴火による火山災害
- (3) 「糸魚川－静岡構造線断層帯」の地震による地震災害
- (4) 豪雪による大雪災害

### 6 「基本目標」と「起きてはならない最悪の事態」

- 国土強靱化基本法では、脆弱性評価を起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととしており、基本目標の妨げとなるものとして、35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定。

## 第3章 取り組むべき事項

### 1 強靱化の推進方針の概要

- 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、市の「関連施策」を洗い出し、その施策について「現状・問題点の整理（脆弱性評価）」を行い、脆弱性の評価結果に対する「強靱化の推進方針」「関連事業」を設定。

### 2 具体的な強靱化の推進方針・関連事業（裏面参照）

## 基本目標・リスクシナリオ・関連施策一覧

基本目標		起きてはならない最悪の事態【リスクシナリオ】		関連施策
I 人命の保護が最大限図られること 【命を守る】		1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	住宅の耐震化、無電柱化とブロック塀の倒壊防止、安全な都市環境の整備
		2	多数の利用者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	大規模建築物の耐震化、市有施設の耐震化、学校施設・子育て支援施設の耐震化等
		3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物浸水	治水対策、水防災意識社会の再構築
		4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	土砂災害対策、森林荒廃対策
		5	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	火山防災
		6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	大雪による孤立対策、道路の除雪と凍結防止
		7	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	避難勧告と避難行動、防災教育、避難行動要支援者対策、要配慮者利用施設対策、聴覚障がい者の避難・情報伝達
II 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること 【命を救う】		1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	水や食料等の確保
		2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	道路の落石危険箇所対策、緊急輸送道路の耐震化、ヘリコプターによる救急救助・救援物資搬送
		3	警察、消防等による救助・救急活動等の不足	自主防災組織の充実・強化、消防団の団員数確保、消防力の強化
		4	医療施設及び関係者の絶対的不足、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	災害急性期に対応する体制整備、救助・救急、医療活動のための燃料備蓄・供給
		5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	災害時における感染予防対策マニュアル作成
		6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所の生活の質の確保
III 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること 【行政・通信機能を確保する】	行政機能	1	市役所をはじめとする地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	行政の業務継続計画、災害拠点施設の耐震化等、老朽化対策の着実な推進
	情報通信機能	2	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	情報通信手段の確保、電力供給の維持に係るインフラ整備
		3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	情報提供手段の確保
		4	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	避難行動要支援者の避難支援体制の構築
IV 流通・経済活動を停滞させないこと 【経済活動を維持する】		1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	事業者BCPの策定支援
		2	食料・飲料水等の安定供給の停滞	備蓄・物資の供給、農業生産基盤の整備と生産・流通の確保
V 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること 【命をつなぐ】		1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能停止	ライフライン関係事業者の防災対策、ライフライン早期復旧訓練の実施、ライフラインの確保
		2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	汚水処理施設等の改築更新及び防災対策(耐震、防水化)
		3	地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止	道路・交通ネットワークの整備、農道・林道の整備、鉄道機能の強化
		4	防災インフラの長期間にわたる機能不全	人材・資機材の確保
VI 二次的な被害を発生させないこと 【二次的な被害を防止する】		1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生	消防の災害対応力強化、市街地の改善
		2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	住宅・建築物の耐震化
		3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	土石流・地すべり・火山噴火対策、ため池の管理体制強化、ため池の豪雨対策、ため池の耐震対策
		4	有害物質の大規模拡散・流出	危険物施設の保安管理強化
		5	農地、森林等の荒廃	農山村の多面的機能の維持と環境保全、災害に強い森林づくり
		6	避難所等における環境の悪化	避難所の運営・環境整備、避難者の健康支援、要配慮者に対する対応
VII 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る 【復旧・復興する】		1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理計画
		2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	災害ボランティア活動支援体制の整備、火災・地震保険の啓発、被災者生活再建支援金
		3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	自主防災組織の充実・強化、文化財の耐災害性の向上
		4	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	道路啓開等の実施
		5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	地籍調査、人材の育成・確保
		6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	風評被害対策